

要望事項 (優先順位 3)

静原川上流及び中小河川や林道の倒木・流水障害物の除去

要 旨

関係行政のご努力で解消箇所は多くなりましたが、①静原川の上流部及び中小河川(②静原水谷川、③ムカイ谷川)の倒木や流木が未だ放置されています。平成30年度の台風による倒木が、地域全体で発生し大変な事態が続いています。台風時期を控え、どのような災害が発生するか予測もたちません。特に当該箇所の中小河川や付近の林道に倒木や流木が集中し、自然ダム発生の可能性が強くなり、住民の安心安全のため障害物の撤去・除去をお願いします。

回 答**(京都府京都土木事務所)**

・要望河川①箇所は京都市管理河川ですが、区間内に当事務所が管理する砂防堰堤(金毘羅砂防堰堤)があることから、堆砂敷を調査したところ、現時点で堆砂敷内には倒木・流木はありませんでした。

・倒木・流水障害物の除去要望河川②、③は、当事務所管理の施設はありませんので、当該河川の管理については、京都市に確認してください。

(建設局)

平成30年の台風等により発生した、左京土木事務所が管理する河川内の倒木については、河道閉塞のおそれがあることから、一部河川においては、撤去を行ってまいりました。撤去が未完了である静原川の上流部(東又川)、及び完了した河川においても倒木を再度確認した箇所については、早急に予算の確保に努め、撤去を行ってまいります。

民有地内の河川については、土地の所有者が行うことが原則ですので、今後も所有者様の御協力をいただきながら、適切な管理をお願いしてまいります。

【左京土木事務所が管理する河川】

①静原川(上流の西又川含む): 撤去完了

静原川上流の東又川: 未実施

②静原水谷川(静市静原町620番地地先まで): 撤去完了

【民有河川】

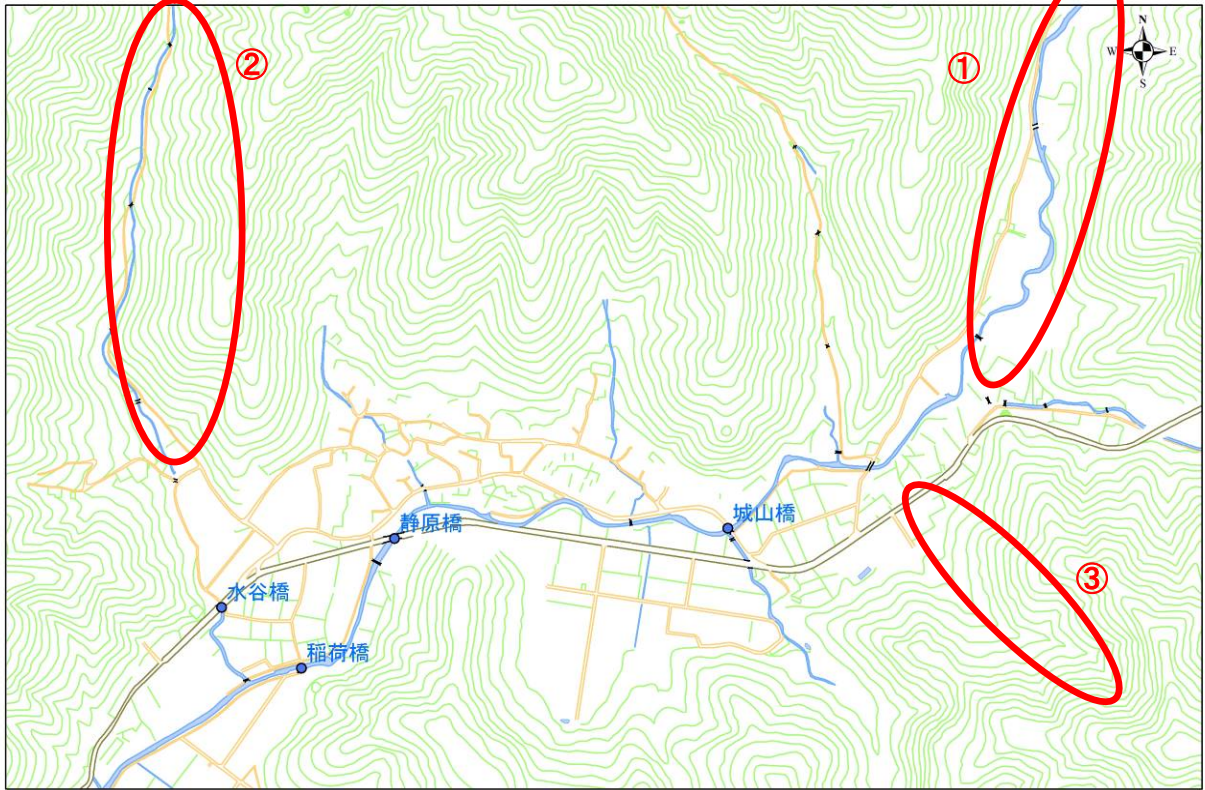
②静原水谷川(静市静原町620番地地先の上流)

③ムカイ谷川

(産業観光局)

平成30年に発生した風倒木被害地について、これまで本市支援制度等により復旧を進めてきたところです。③については目立った被害が確認できませんでしたが、引き続き、倒木や流木による二次災害の発生が懸念される河川や林道沿いの倒木被害地において、早期の倒木処理に努めてまいります。また、所有者の調査や倒木の処理作業の実施に当たっては、地域の皆様方の協力も不可欠ですので、御協力をお願いいたします。

地図



特記事項:

1:7,500